

## 平成 29 年度 第 1 回 市民参加推進会議（要点録）

開催日時	平成 29 年 8 月 28 日（月）午後 2 時 00 分から午後 4 時 30 分まで
開催場所	白井市文化センター 2 階 研修室 1
出席者	委員 三浦永司会長、宮本智美副会長、小口進一委員、手塚崇子委員、市川温子委員、金子龍治委員、徳本悟委員、中川幸子委員 欠席者 石田精一郎委員 委嘱状交付式 白井市長 伊澤史夫 事務局 市民活動支援課 豊田課長、松岡主査、新井主事 傍聴者 2 名
議題	1. 白井市市民参加条例について 2. 市民参加推進会議のスケジュール及び会議の進め方について
資料	【資料 1】市民参加推進会議委員の職務について 【資料 2】第 5 期 白井市市民参加推進会議 委員名簿 【資料 3】白井市市民参加条例について 【資料 4】白井市市民参加条例逐条解説 【資料 5】平成 29 年度市民参加推進会議のスケジュール及び会議の進め方について 【資料 6】白井市市民参加推進会議規則 【参考資料 1】平成 27 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について（答申） 【参考資料 2】市民参加条例の検証・見直しに関する事項について（答申）

### （会議趣旨）

- 第 5 期市民参加推進会議委員の委嘱状交付式及び第 1 回市民参加推進会議を開催した。
- 委嘱状交付式の後に第 1 回会議を開催したが、初回ということもあり最初に市民参加条例と推進体制としての市民参加推進会議の役割について、委員間で共有する必要があることから、事務局から 1 時間程度の説明を行った。
- その後、次回以降の会議の進め方や議論の内容、開催スケジュールについて、委員間で意見交換及び調整を行った。

### （会議内容）

#### 1. 開会

- 通常、市民参加推進会議は、市民参加推進会議規則により、会長が議長として進行するが、本日は第 1 回会議のため、会長が選出されるまでの間、事務局で議事を進行した。

#### 2. 委嘱状交付式

- 出席委員 8 名に対して、市長から委嘱状を交付（欠席委員については、後日手渡し）
- 第 5 期市民参加推進会議委員 9 名の委嘱期間は、平成 29 年 8 月 28 日から平成 32 年 8 月 27 日までの期間であり、第 4 期からの再任は 4 名、新規は 5 名となった。また、このうち女性委員を 4 名委嘱（内 2 名新規）した。

### 3. 市長あいさつ

- 白井市では誰もが住んでよかった、住み続けたいとそういうまちづくりを行っており、市の総合計画の中でときめきとみどりあふれる快活都市を目指してまちづくりを行っています。
- そのなかでまちづくりを行う上で一番基本となる市民の方々がいかに市政に参加してもらうか、市民参加がまちづくりの大きな柱となっています。その中で白井市では市民参加・協働を一つの大きな柱にしています。
- 委員の皆様方には、この市民参加についてこれから審議をいただきたいと思います。それぞれの専門性そしてご経験の中からまちづくりについてご指導ご鞭撻を賜りたいと思います。
- この市民参加を行っていく中で市民参加の評価は大変重要なものでございますので、皆様の忌憚のないご意見を頂けますようお願いいたします。
- 結びとなりますが皆様方のますますのご検討・ご健勝をお祈りし挨拶いたします

### 4. 市民参加推進会議の職務について

- 会長、副会長を選出するにあたり、市民参加推進会議の職務について委員が理解・共有する必要があることから、配付資料「市民参加推進会議委員の職務について」を事務局が説明
- 質疑なし

### 5. 会長及び副会長の選出について

- 委員の自己紹介の後「市民参加推進会議規則」に基づき、会長に三浦永司氏、副会長に宮本智美氏が、推薦により選出された。

#### 会長あいさつ

- 再任の委員です。皆様のご協力を得て進めてまいりたいと思っています。
- 学識経験者や有識者が委員長になる審議会が多いですが、市民参加推進会議なので一般公募の私が会長になるのも一つの在り方かなと思います。
- 改めて皆さまのご協力なしには進められませんので、どうぞよろしく申し上げます。

#### 副会長あいさつ

- 三浦会長の心強い言葉を聞いて何か一助にでもなればと思っ一生涯懸命頑張ります。皆様どうぞよろしく申し上げます。

### 議題（１） 白井市市民参加条例について

#### 【説明趣旨】

#### 1. 市民参加条例の制定と市の政策（第5次総合計画）との位置づけ

- 市民参加は市の施策の立案から評価に至るまで広く市民の意見を反映させることと、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として市民が市政に参加することの2つの意味がある。

- 市民参加を更に充実させる必要があるのは、高齢化による財政需要の増加、成熟化社会に伴う多様な市民ニーズ、公共施設のメンテナンス、最も大きなものとして地方分権、市民自治のまちづくりを志向しているところにある。
- 市民参加条例で定めているのは、市が実施する行政活動に市民の英知を反映することにある。
- 白井市の市民参加条例は平成12年度の地域のまちづくりの将来像から始まり、そこから住民参加検討懇話会や住民参加指針策定委員会などの多くの住民から意見を聞きながら平成16年に制定されたものである。
- 白井市は、市民参加条例を千葉県内でもっとも早く施行したが、後発の市民参加条例に比べると対象事業、範囲が少なくなっているなど、課題もある。
- 市民参加は現在の白井市の第5次総合計画の中ではまちづくりの進め方の参加協働の中に位置付けられている。これはまちづくりの主役である市民の参加を進めながらまちづくりを行っていくことを求めている。

## 2. 白井市市民参加条例について

- 市民参加条例は、市民の市政参加の基本的な事項と市政運営に市民意見を反映するための手続きを定めたものである。
- 市民参加条例は、前文と28条で構成されている。
- 市民参加条例の前文は、条例の理念を定めたものである。また、市政運営に市民参加が必要という理念定めたものである。
- 第1章は総則として、基本的な事項である。主に基本理念と用語の定義などをおこなっている。その中では、基本原則や市民参加における市及び市民の責務について規定している。
- 第2章は、市民参加の手続きであり、市民参加を行うべき際に最低限必要な守る事項と具体的な方法、実施すべき事項についてである。
- 第6条で規定する市民参加の対象事業については、総合計画などの市の基本構想を定める計画や、まちをきれいにする条例など市民に義務を課し、または権利を制限する条例、公共の用に供される大規模な施設の基本計画など、明確に規定されている。なお、市民参加推進会議では、第6条に規定する全ての事業について事後評価を行うものである。
- また、市民参加推進会議では、市民参加については必要性和効率性をもとに適切な手法で行うこととしている。また意見については、原則公表するとともに、情報公開コーナー、広報しろいなどで公表することとなっている。
- 市民参加の方法としては、市民参加条例にて審議会、パブリックコメント（意見公募）、アンケート、意見交換会、ワークショップ、住民投票、その他の方法の7つの手法があり、それぞれが条文の中で行うべき手続きが規定されている。
- 第3章は、推進体制としての市民参加推進会議である。市民参加推進会議は、地方自治法に位置付けられる付属機関であり、委員は非常勤特別職である。
- 第4章は雑則であり、広聴活動、市民活動支援、規則への委任である。

### 3. 市民参加対象事業と総合的評価

- 市民参加条例施行後、市民参加を手続きの中にも含みながら、事業の立ち上げを検討する事例が多数となってきた。市民参加条例の対象事業は年々増えてきている。
- 市民参加の総合的評価の方法は担当課の資料と広報しろいのまとめを資料としながら実施した市民参加の手法ごとに総合的評価の基準・水準に沿って評価する。
- 評価は点数とコメントによる評価によって実施され、点数は基準によって採点しコメントは評価を行った中で委員の目線から気になったこと・是正したほうが良いことを意見として記入する。
- 総合的評価における主な意見ではわかりやすくスピーディな公開・発信や周知方法の工夫、市民参加の方法における十分な対象範囲や市民公募の実施を行う必要があるなどの意見が出ている。

### 4. 市民参加推進会議の答申

- 市民参加推進会議は、市長からの諮問により、第6条に該当する事業の市民参加の実施状況に関する総合的評価のほか、市民参加の推進に係る事項について、会議として意見を述べるができる。
- 答申の結果をもとに、市長が市職員に対して改善を指示しており、年々、細部の改善は図ってきている。
- 答申書の内容は市民参加推進会議での議論を踏まえ、主に総合的評価と提言内容の2つにより構成されている。
- 平成28年度では総合的評価から見た課題と市民参加条例の見直しについて提言を答申されている。

#### 委員の主な意見

- [F委員] 第5条で市民の責務とあるが一般市民に市民参加する義務もなければ責任もないと思う。市の行政に対して無関心だったからと言って責任は問われたいと思う。ここが一般市民の方々が行政に対してどう対応するか行動規範のようなことであればいいが、責務であると適正な理由がない限り受けなければならないのではないかと。そういう意味で第5条のタイトルを「市民の努力」にしておいて努力の行動規範のような形にすべきではないかと。  
⇒[会長]今日は説明が主で、中身の審議はまた別の機会とさせていたほうがよろしいのではないかと。  
⇒[D委員]これは定められているものなので、お気持ちはお伺いしますが、平成16年までに施行されて決まっているものである。
- [F委員] 第10条で審議会・委員会を設置することができるかと書いてあるが、実施機関が審議会や委員会を設置する必要がないといった場合にはどうなのか。推進会議が必要と認めた場合には、実施機関に審議会の設置を促すことができるのか。  
⇒[事務局(L)] 推進会議では実際に行われた市民参加の手法が適切であったかを事後的に評価する審議会のため、評価を通して注意を促すことはできるが、それを必ず行わなければならないというものではない。

⇒[F委員]10条で審議会を設置することができるという書いているが、できるということの評価の中に入れるなら意味はあるが、実施機関に要望ができるのか知りたい。

⇒[会長]ご意見を頂くこととして議論は控えたいと思う。25条に推進会議のことが書いているが、ここでは市長から諮問をいただいて我々が回答するという作業になっており、10条について質問がないのに答えるのは基本的にないのではないかと思います。条文をなくす・減らすといった話は荷が重いのではないかと。

⇒[C委員]市民参加条例がどのような方式の市民参加を行うかどうかの裁量権は主管課にあることになっている。また、やらないことも規定されている。したがってこの委員会としては事後評価のため、やってきた内容について意見をまとめ答申書に書けばいいのではないかと。

⇒[F委員]できる規定なので条文に必ずしも縛られないということに理解した。

- [C委員]第6条で金銭の徴収に関する条例を制定するときに、市民参加をしないでいいというように読み取れるが、保育料や学校給食費など値上げせざるを得ないものがある場合市民の意見を聞く機会が必要ではないか。

⇒[会長]条文の解釈では除外されることになっている。

⇒[事務局(L)]使用料や手数料についてはその受益の範囲内において対価を負担するものであるため、その料金の設定については直接個人的な利害にかかわることから大局的な判断が難しいとされており、市民参加を行わないことができるとしていると逐条解説に書いている。

- [F委員]白井市には住民投票条例はあるか。

⇒[事務局(L)]我孫子市などでは常設的に市民参加条例を作っているが、白井では個別の案件ごとに条例をつくり対応しているため現在条例はない。

- [G委員]先ほどF委員が疑問に思われたり、質問されているが、基本的に推進会議は対象事業が条例に基づいて運用できているかどうかを検討することなので、条例に基づいて評価を行わざるを得ない。条例そのものは前の会議にて修正したほうが良い点を列挙はしている。また細かくは逐条解説があり、各条文の解釈を市が作っているが、こういう解釈があるということは踏まえるしかないのではないかと。

⇒[F委員]条例の説明があったため質問をしたが、この場で変更したほうがいいのかということではない。

- [C委員]最終的な点数は総合計を委員数で割ったものになるのか。

⇒[事務局(L)]そのとおりである。

[C委員]提言でいろいろあるが、費用対効果はあまり考えないで提言すればよいということか。読んでいく中で他の方法もあるのではないかなど気になる部分があった。

⇒[事務局(L)]提言については委員の皆様が感じた事を中心にまとめ、それを委員会で審議したうえで提言している。その後は提言を受けて市のほうでどのように対応するかを検討することとしている。

⇒[G委員]C委員のおっしゃることと関連するが、この委員会は条例に沿ってしかできない。事業の中身は審査しないが、問題に対する市民の関心と実施した市民参加に差があれば不十分というような評価はできる。次回から評価を行うこととなっている

が、その中で率直な意見を特に委員の皆さんから出してもらって議論するのがいいのではないか。

⇒ [事務局 (L)] 次回の会議で模擬評価を行い採点した点数を会議で考え方を述べていただく中で、点数を修正したりヒアリングをした中で直接話を聞いたうえで新たに点数をつけなおしたりといったこともできる。次回一度模擬をやらせていただければ、イメージがつくのではないか。

- [F委員] 総合的評価の中でコメントと点数があるが、コメントはどれくらいの比重を占めているのか

⇒ [事務局 (L)] コメントは評価シートの中から委員からの意見をまとめたものを記載している。模擬評価の時に、実際にどういうものが評価シートでどのように点数付けするのかについては、次回詳しく説明する。

⇒ [G委員] 事務局が熱心にやっているのだから、点数をつけると担当課としては低くなったり指摘される部分があるが、それを活かしてもらいたい。また、コメントで出たものについては市長に答申しているのだからそれが市長から指示され、徹底されているかどうかをフォローしている。そのため我々が出したコメントというのは実効性のある結果に結びついてはいる。

## 議題 (2) 市民参加推進会議のスケジュール及び会議の進め方について

以下の日程・内容で会議を行うことを決定

	開始日時	場 所	内 容
第2回会議	9月27日(水) 午前10時から	市役所3階 会議室301	・C委員による講話 ・答申書の作成手順について ・総合的評価の評価方法について(模擬評価)
第3回会議	10月27日(金) 午後1時から	市役所3階 会議室301	・平成28年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について(6事業)
第4回会議	11月中旬頃	場所未定	・平成28年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について(6事業) ・職員ヒアリング 2事業
第5回会議	12月上旬頃	場所未定	・職員ヒアリング 5事業 ・答申書の提言事項に対する検討
第6回会議	1月中旬頃	場所未定	・総合的評価の確認について ・答申書の提言事項に対する検討
第7回会議	2月中旬頃	場所未定	・答申書の最終確認
	2月～3月		・市長に答申書提出

- 次回、第2回会議においては、小口委員より市民参加の時代の潮流などについて講話をいただく予定である。その後に評価の仕方を学習する。前年度の評価対象事業のうち終了評価、中間評価各1事業について事務局の説明を交えながら、委員それぞれが評価し、会議を通じて評価を決定する。

## 市民参加推進会議の進め方について

- 発言の際には挙手の上発言をお願いします。また、会議録は逐語録と要点録を作成し委員名を伏せたくえで逐語録を公開する。また、会議録は情報公開コーナー、市HP、図書館にて公開する。
- 答申の公表については市長へ提出後に広報しろい、情報公開コーナー、市HP、図書館など多くの箇所で開催を行う予定である。

## 委員の主な意見

- [F委員] 議事録に名前を伏せて書いてあるが、委員にそれぞれアルファベットが充てられているが、だれが発言したかわかるような形になっている。これはきちんと誰が発言したかわからないように工夫されているのか。  
⇒ [事務局(L)] 委員には出席簿に沿ってアルファベットを充てているが、会議ごとに異なる並べ方になっているので、前回Aだった人は次回には別の記号を付している。
- [C委員] 議事録を出すときには発言内容はフィードバックされているのか。  
⇒ [事務局(L)] そのようにしている。まず、会議を行った2週間ぐらいお時間をいただき、その後一度フィードバックをさせていただいて、それぞれの発言の内容がどうあるかどうか確認していただく。
- [事務局(J)] 会議録の公開の方法であるが、逐語録と要点録の2種類をこちらで作成するが、前回の会議では逐語録を公開することとしたが今期についてはどのように行うか決めていただきたい。  
⇒ [F委員] 逐語録は読むのに時間がかかり、一般市民が読むのに大変な労力がかかる。逐語録は公表しても読む人がいないのではないかと。また逐語録であると全体がわからないので情報隠しのような感じの印象を受ける。  
⇒ [C委員] あまり厚い議事録は市民生活環境を鑑みれば読まないと考える。やはり要点をきちんと整理したほうが良いのではないかと。
- [D委員] 前回の会議で逐語録になった経緯はどうであったか。  
⇒ [事務局(L)] 去年の第2回会議において傍聴者より要点録だけでは会議の詳細な内容がわからないため、逐語録にしたほうが良いのではないかと意見があった。そこで第2回会議より逐語録を公開することとした。  
⇒ [会長] 逐語録は読んで面白い部分はあるが、F委員がおっしゃるように木は見えるが森が見えないことがある。  
⇒ [E委員] 会議を休んだ委員にとってはすごくよくわかる。  
⇒ [C委員] 今日、厚い文書は市民も職員も全部読まないということがわかってきた。したがってより要点をきちんと載せたほうが良いと考える。今回は何の議論をしたというのをわかりやすく書けば十分ではないか。  
⇒ [会長] ここで各委員の意見を聞いた方が良いかと思う。  
⇒ [D委員] 逐語録になったのにわざわざそれを戻すのはちょっとと思っているが、反対でも賛成でもないが、休んだ時には議論の流れがわかりやすいのではないかと。  
⇒ [事務局(K)] 逐語録は透明性をしっかりと対外的に確保する意味合いが、要点録についてはしっかりとした論点がどういう風に整理されて読みやすいかが整理されてお

り、どこに重きを置いて皆さんが考えるかが決め手になってくると考える。

- [会長] 会議録についてここで決をとりたいがその前に事務局から報告があるか。  
⇒ [事務局 (L)] 前回の会議では逐語録と要点録のどちらも作り委員へ送付している。ただ公開するものは逐語録のみとしており、今回仮に公開するものが逐語録であったとしても、委員には議論の内容がわかるように逐語録も送付させていただく。そのため、どちらを公開するかご審議いただきたい。逐語録は外注でそこから要点録をつくる。  
⇒ [C委員] 費用対効果を考えると業者に委託するのは無駄ではないか。要点を整理するのも職員のプロとしての意識だと思う。例えば北海道のニセコ町では財政資料は要点を記載したものにしようなど、あちこちで市民が読みやすい物にしようとして努力している。委託に頼むのではなく職員できちんと整理したものを作ったほうが良いと考える。
- [会長] 今踏み込んだご意見も出たので皆さんの意見を伺っていきたい。  
⇒ [D委員] 今まで作ったものを無くしたときにその人への対応は大丈夫だろうか。  
⇒ [会長] それは行政判断になってくると思う。費用対効果からの話になると思う。  
⇒ [D委員] 公開は要点録でいいが、その中の記録として逐語録があったほうが良い。それは、自分たちの役割がどうであったかを振り返るときにきちんとどういう話が出たかを記録として残しておくのと委員の進行も良いのではないかと考えた。  
⇒ [F委員] 公開も議事録も要点だけでよい。  
⇒ [H委員] 要点だけでいいのではないか。  
⇒ [G委員] 正直迷っているが、推進会議の議事録は信頼しているが、政府のほうで情報を隠したりしており、市役所でも一部の部署はそういうことがあるとは思っている。そのなかで推進会議は手本を示していく必要があるという思いではこの1年間は両方作ってもらったうえで要点録を公開したほうが良いのではないか。  
⇒ [E委員] 私は休む機会が何回かある中で逐語録は誰がどう言ったか目に見えてるようだったが、逐語録であるところまで書かれるなんて話もしていたことから、話す言葉に気を付けなければいけないという話もしていた。市民の方が読んでくださるのはそんなに数多い話ではないと思い、内容把握だけであれば要点録でも良いと思う。  
⇒ [C委員] テープはきちんと保存しておき、委員会終了後適切な時期に処分すれば良い。  
⇒ [副会長] 要点録だけでいいと思う。会議の回数も多く核心に触れるようなところがきちんと記載されていればそれでいいのではないか。
- [会長] 委員から意見を聞いた結果、公開は少なくとも要点録で行うことで合意を得られたと思う。  
⇒ [事務局 (J)] 市は一括で会議録を発注し、市民参加推進会議もその中に含めている。要点録を作成するうえでテープを起こしたものとスムーズに事務ができるので逐語録と要点録をつくりフィードバックさせていきたい。  
⇒ [C委員] 要点を作るのであれば今日の議論も主だったものをメモ取れば職員でテープを起こせる。それを委員に確認してもらえばいいのではないか。外注の委託料の予算が余れば残ったお金を市民が期待している他の事業に回せば有効に使えるのではないか。

⇒[会長]お金の問題と手間の問題はそれをどうするかというのは事務局で検討していただきたい。なお、公開するのは要点録にするというのは合意を得られているのでそのようにしていきたい。

#### その他

- 会議日程、会議資料・提出課題の相互のやりとりについては、原則インターネットメールを用い、作業の省力化に努める。ただし、会議資料及び前回会議録は、会議前にあらかじめ郵送する。
- 委員報酬については、原則会議一か月以内に入金する。入金は記帳により確認することとし、一か月以内に入金のないときは、事務局に連絡をする。
- 今後のやり取りについてもメールで行える場合はメールで行うこととする。

#### 委員の主な意見

- [E 委員]前年度分の答申した結果はどういう風に反映させるかということはまだわからないか。  
⇒[事務局(L)]この会議は市民参加条例がどういうものか、市民参加推進会議の職務について話し合う場なので結果については後日改めて報告したい。  
⇒[事務局(J)]具体的に答申をどう扱うかまだ結論には至っていないが、答申を踏まえ今の現状と比較してどういう形でその見直しができるのか整理していきたいと思うので、その方法やスケジュールが決まり次第ご報告させていただく。

[第 1 回会議終了 午後 4 時 53 分]